（三）　法第212条第３項の規定が適用されることとなる者に関する事項

防災施設建築物の一部等を与えられない者		防災施設建築物の一部について借権を与えられない者		防災施設建築物の一部について配偶者居住権を与えられない者		防災施設建築物の一部等を与えられない者の宅地（指定宅地を除く。）、借地権若しくは建築物又は防災施設建築物の一部について借家権を与えられない者の借家権の目的となっている施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物											宅地（指定宅地を除く。）、借地権若しくは建築物又は借家権の価額				
						宅地			借地権		建築物										
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	氏名	住所	所在及び地番	地目	地積	借地権の目的となっている宅地の所在及び地番	借地権の目的となっている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	宅地の価額	借地権の価額	建築物の価額	借家権の価額	計	

1　法第226条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払期日及び支払方法

（四）・（五）　（略）

（六）　施行者の取得する防災施設建築敷地若しくはその共有持分又は防災施設建築物の一部等及び当該防災施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者に関する事項

| 防災施設建築物の一部等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |